

2021年度-2023年度退避オペレーション及び治安情報・セキュリティサービス提供に関する業務委託契約

(公告/公示日: 2021年2月1日/調達管理番号: 20a01164) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 44	機密保持誓約書	各種書類受領書リストの「機密保持誓約書」について押印に関する説明は3ページにありますが、書類提出のタイミングは特に記載がありません。本書類は提出が必要でしょうか。必要な場合は、提出のスケジュールを教えてください。	本件では機密保持誓約書の提出は不要です。
2	P. 16	2. 業務の概要 (2) 業務の概要 1) 退避オペレーション③	「所属部署名/活動国/地域名/個人名等の事前提出は行わない。」とあるが活動国/地域名および人数は事前に承知しないと退避計画の立てようがないと考えられるが。	現在の活動国については、弊機構ホームページを参照ください。 https://www.jica.go.jp/activities/project_list/knowledge/region/index.html 弊機構から依頼する具体的なオペレーション計画作成にあたっては、事案発生時に、弊機構が作成する退避計画とともに、必要な情報を提供します。
3	P. 16	治安情報配信	「治安情報アラート配信は、地図と連動させて URL のクリックで事案発生場所を確認できる設定を行う」とあるが、 a) 受信者は URL のみ配信されるという理解で良いか b) 「地図」は企業独自のウェブ地図か、あるいは Google map などの汎用性の高いアプリか、想定はあるか	a) 治安情報アラートとURLと一緒に配信されることを想定しています。 b) 受信者が参照できれば地図の仕様は問いません。
4	P. 16	3. 受注者に求められる条件 (1)	「渡航可能なすべての国」とあるが、これは外務省の安全情報でいう、「レベル 4(退避勧告)」に準ずると考えてよいのか。他に基準はあるか。	「渡航可能なすべての国」とは、日本国の旅券で渡航可能なすべての国が退避対象の可能性がありますが、弊機構で退避判断を行う場合は外務省が定める海外安全レベル(「レベル 4(退避勧告)」など)の引き上げ等を待たずに独自に判断する場合もあります。
5	P. 46	別添1 退避オペレーション対象者内訳	対象者の活動国、活動地域についてご教示いただけないでしょうか。活動国、地域が不明なままであると経費の見積りも様がないと考えられるが。	現在の活動国については、弊機構ホームページを参照ください。 https://www.jica.go.jp/activities/project_list/knowledge/region/index.html 退避オペレーションについては、事案発生時に弊機構から当該事案対応に関する必要な情報を提供しますので、同情報に基づき、オペレーション計画と経費見積を作成して頂くこととなります。
6	P. 15	第2 1. (1) 業務の背景	「円借款事業又は無償資金協力事業の受注企業(サブコントラクターを含む)」とございますが、当該企業の社数および発注者より支援対象とする対象者数をご明示ください。 弊社はプロバイダ等実費が発生するアシスタンスサービスを手配する際、発注者(貴機構)様の責任者の承認をもってこれを実行いたします。「円借款事業又は無償資金協力事業」の受注企業(サブコントラクターを含む)が当該案件に関わる限りにおいて、須らく対象企業・団体等への弊社アシスタンス遂行に係るご承認いただけるものでしょうか。 また、一部当該企業・団体は弊社サービスをご享受いただける既存会員でもあり、貴機構による「円借款事業又は無償資金協力事業」以外においては、個社ごとのご契約に基づき、アシスタンスを提供しております。業務提供対象についてご明示頂けますようお願い致します。 さらに発注者から対象企業・団体等への当該サービスに係る周知はどのような方法・内容となるのでしょうか。発注者がサービスを調達できているため、当該サービスを個別に契約する必要がないと弊社既存会員が曲解されることを回避いたしたく、ご回答頂けますようお願い致します。	資金協力事業関係者の対象者数は、別添1を参照ください。 一義的な安全配慮義務は雇用主が有しますので、資金協力事業関係者については、各所属企業が安全配慮義務を負っており、緊急事態における対応(退避等の判断含む)も、各企業の責任・指揮命令の下で行われるのが原則です。他方、緊急事態において、企業が自ら対応することが困難な場合においては、依頼に基づき、弊機構が本契約サービス等により、側面支援を行います。 そのため、対象企業・団体等に対しては、実際に事案が発生し、弊機構が退避を検討・判断する段階になった際に、情報提供と支援要望を確認することとなります。
7	P. 15 (P. 48)	第2 1. (2) 業務の目的	「国際協力事業関係者に対する緊急退避オペレーションを実施する」とございますが、上記通番1と共に、P48別添1に記載のある発注者と契約関係がない資金協力事業関係者や帯同家族も緊急退避の対象となりますか。 発注者と契約関係がない資金協力事業関係者や帯同家族の所属先が、発注者の契約とは異なる弊社との個別契約を有しており、当該契約に基づき、発注者の指示するオペレーションを希望された場合の判断、当該対象者に対する弊社オペレーションへの承認や発生するプロバイダ等の費用負担は、発注者の責任によるものと理解で宜しいでしょうか。ご確認願います。	弊機構と契約関係が無い資金協力事業関係者(及びその帯同家族)については、一義的には当該事業者自身が加入している個別契約に基づき退避判断及びその費用負担を行うこととなります。したがって、弊機構による退避支援はあくまで事業者自身で退避が困難な場合等、道義的観点から側面支援を行うものです。
8	P. 15	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容1) ①	「発注者による退避計画の策定」とございますが、退避計画策定は会員様からのご依頼の下、弊社で策定、実行手配を施すこともございます。退避計画の策定は、常時ご発注者によるものかご確認願います。	「発注者による退避計画の策定」とは退避実施に関する弊機構による意思決定とご理解ください。退避決定後の具体的な緊急退避オペレーション計画の策定は受注者の業務となります。
9	P. 15	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容1) ②	「発注者の退避計画に基づく緊急退避オペレーション計画の提出」とございますが、貴機構のご計画に対する弊社の計画とはどのようなものを指すのでしょうか。弊社では緊急退避オペレーション策定を発注者からのご依頼に基づき、弊社専門家が策定し、これを発注者のご承認を得た後、手配を実施いたします。基本的には発注者のご計画された緊急退避オペレーションを実行するものではございません。ご確認頂けますようお願い致します。	回答No.8のとおり、具体的な緊急退避オペレーション計画は受注者の業務となります。
10	P. 16	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容1) ③	「所属部署名/活動国/地域名/企業名/個人名等の事前提出は行わない」とございますが、通番1の通り、社数、対象人数は入札に際しご提示いただきたく存じます。	対象人数については、別添1に記載の対象者内訳を参考資料としてご活用ください。
11	P. 16 (P. 23)	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容1) ※	P23 3. 「見積作成の方法」において、「緊急退避オペレーションの推定対象者数は、発注者の設定した基準で計算した24,682人(約25,000人)とする」とございますが、このうち現在弊社と直接契約がある企業も多く存在します。弊社と個別契約がある個社毎による個別判断次第では、緊急退避を含めた要求されるオペレーション(退避せず、現地での電城を選択、等)が異なる可能性がございます。貴機構役員ではない退避オペレーションご提供対象者はどの区分でしょうか。ご確認をお願い致します。	支援対象者の内訳は、別添1のとおりです。一義的な安全配慮義務は雇用主が有しますので、弊機構の役員等の直接契約関係にある者以外は、所属先の企業や団体等が安全配慮義務を負っており、緊急事態における対応も、企業・団体等の責任・指揮命令の下で行われるのが原則です。他方、緊急事態において、企業・団体等が自ら対応することが困難な場合においては、依頼に基づき、側面支援(退避オペレーション支援)を行います。
12	P. 16	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容2) 治安情報配信②	情報の配信や共有およびアドバイスの提供対象は、発注者と雇用・契約関係にある役員等に限定されるものと思料し、弊社と個別に契約されている企業・団体等に所属し、発注者の「円借款事業又は無償資金協力事業」に係らない役員は対象となりません。ご確認ください。 2019年度貴機構の登録者数(70名)および配信実績数は、弊社の類似業務提供実績からも対応(すなわち70名様について治安情報を配信することは)可能と思料いたします。	ご理解の通り、治安情報配信、セキュリティ・アドバイスの提供は役員等の登録者に限定されます。ただし、安全配慮の観点から弊機構では様々な情報ソースから得た情報を独自に分析し、関係者に注意喚起情報として共有しており、その分析過程において、同登録者は上記治安情報配信やセキュリティ・アドバイスで得た情報も参考にします。
13	P. 16	第2 2. 業務の概要(2) 業務の内容3) セキュリティアドバイスの提供①	提供の対象者は、発注者と雇用・契約関係のある貴機構役員等(100名)に限定されると思料いたします。貴機構事業に参加される民間企業等は、弊社と個別のサービス(セキュリティ・アドバイス)提供契約を有している先が多数あり、サービス享受が重複する各企業は本契約の下での情報へのアクセスや共有はない(当該100名以外はアドバイスを受けられない)ものと思料いたします。ご確認ください。	回答No.12のとおりです。
14	P. 16	第2 3. 受注者に求められる条件(1)	現在イラン、北朝鮮における緊急退避オペレーションは提供できません。また、紛争地域(リビアやイエメンなど)においても極めて限定的な対応となります。ご確認ください。	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
15	P. 16	第2 3. 受注者に求められる条件(2)	拉致誘拐対応は弊社サービスの対象外となります。発注者がかかる事案に遭遇し、弊社に支援をご依頼いただけますと、優先的に専門の対応業者をご紹介申し上げます。ご確認願います。	現状は承りましたのでその旨、技術提案書にご記載ください。
16	P. 17	第2 4. 成果物(2) ①	弊社は著作権・秘密情報の取扱いを内規である「Data Protection Policy」に則り、適切にこれを取り扱います。	「(2) 著作権・秘密情報の取扱」に記載の手順を遵守ください。貴社内規において「(2) 著作権・秘密情報の取扱」に記載の手順の実施が難しい項目がある場合は技術提案書にてその旨、ご記載ください。
17	P. 17	第2 4. 成果物(2) ②	緊急退避時の個人データは、弊社データポリシーによって管理されるため、消去、返却が困難なものもございます。当該業務上知りえた情報とは、他にどのようなものが想定されますか。	現状は承りましたので消去、返却が困難なデータ項目について技術提案書にご記載ください。
18	P. 17	第2 5. 支払(1)	弊社は会員制を敷いており、オペレーション実施の有無とは別に、サービスご提供にあたり、ご加入者(発注者)様には年会費をご契約年度の各期初にお支払いいただいております。年会費支払に係る「前金払いの特約」のご設定をお願い申し上げます。	前金払いを可とします。ただし、前金払いの対象及び条件は契約締結時に確認、協議させていただきます。
19	P. 27-29	第5 契約書(案)	第8条、第9条第1項、第11条、第13条第1項その他の本契約の規定に基づき、法的責任の限度額設定の規定として「受注者が発注者又は第三者に対して負う損害賠償額は、各事故ごとに、1,000,000USドルを超えないものとし、複数の事故が生じる場合でも、履行期間中の総計で1,000,000USドルを超えないものとする。」の一文を挿入することは可能でしょうか。あるいは、「損害賠償額は、契約書に基づき、必要に応じて発注者及び受注者で協議する」旨の一文を設けることは可能でしょうか。損害賠償および損害遅延金(合わせて法的責任の限度額)に係る条項設定が無い場合、弊社は原則として入札に参加できません。ご検討賜りますようお願い申し上げます。	業務の性格上、ご提案にある一文を追加することはできかねます。損害賠償保険への加入を含めてご検討ください。
20	P. 30	第5 契約書(案)(支払)第15条	契約金額(年会費)の支払については、別途但し書きを設けて頂き「支払金額及び期日について別の定めがある場合にはそれに従う」とし、「前金払いの特約」を設け、この「別の定め」に適用いただけないでしょうか。ご確認願います。	回答No.18のとおりです。
21	P. 16	第2 業務仕様書 1. 業務の背景及び目的 2) 治安情報配信 及び 3) セキュリティ・アドバイスの	2019年度の治安情報配信登録者は70名、セキュリティ・アドバイス登録者は100名とのことですが、重複される方はいらっしゃいますでしょうか。	双方利用者は重複しております。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
22	P.16	第2 業務仕様書 1. 業務の背景及び目的 2) 治安情報配信 及び 3) セキュリティ・アドバイスの提供	70名様はツールによる治安情報配信のみ。100名様は電話やメールでのアドバイスを希望される想定人数との理解でよろしいでしょうか。それとも合計170名様ツールによる治安情報配信を登録、その内100名様のみ電話やメールでのアドバイスを希望されますでしょうか。	これまでの実績を踏まえた想定されるサービス提供対象人数であり、双方利用者は重複しております。なお、積算に当たっては治安情報配信が登録者70人、200件/月、セキュリティ・アドバイスが登録者100人、20件/月で算出ください。
23	P.16	第2 業務仕様書 1. 業務の背景及び目的 3) セキュリティ・アドバイスの提供	セキュリティ・アドバイザーからの電話での回答について、英語のみでもよろしいでしょうか。	英語のみでも問題ございません。
24	P.16	第2 業務仕様書 1. 業務の背景及び目的 3) セキュリティ・アドバイスの提供	セキュリティ・アドバイザーからの文章での回答について、英語のみでもよろしいでしょうか。（日本語翻訳は別途有償となりますがご了承いただけますでしょうか。）	英語のみでも問題ございません。